

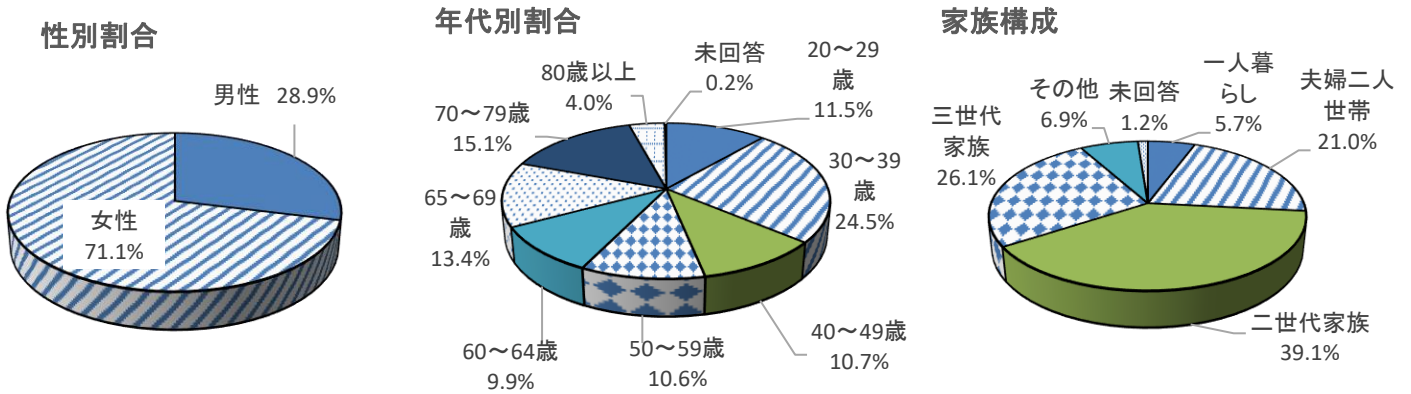
資料編

1 心の健康づくりアンケートの結果

市民を対象に、心の健康に関するアンケート調査により実態を把握し、奥州市自殺対策計画策定に向けた検討資料を得るとともに、住民の心の健康の関心を高めることを目的に実施しました。

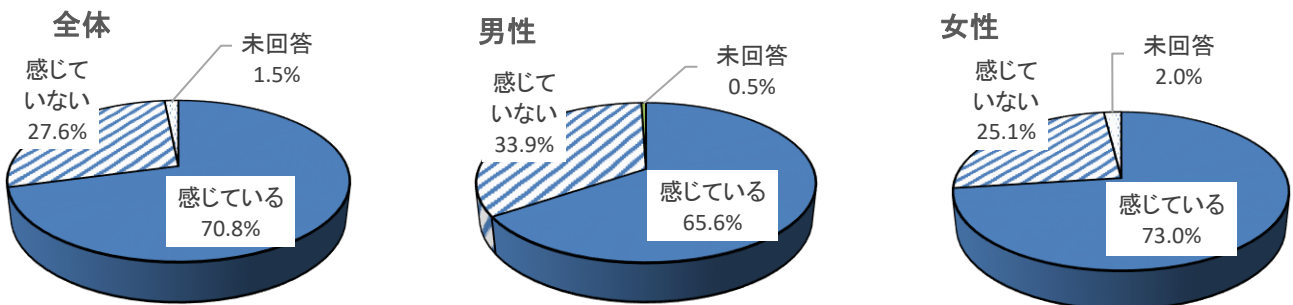
調査対象	市内に住所を有する20歳以上の市民
調査方法	出前健康講座・各種研修会・健診・講演会等の参加者、50歳のこころの健康度チェック事業対象者、祭り参加者、施設利用者等を対象に、あらゆる機会を捉えアンケート用紙の配布と回収を行う。 また、モデル指定の胆沢地域においては、年齢別、男女別、地域別で無作為に1,000人を抽出し、郵送・返信にて回収を行なった。
調査期間	平成29年6月から12月まで
有効回答数	2,003人（男性 578人、女性 1,425人）

(1) 性別、年代別割合、家族構成



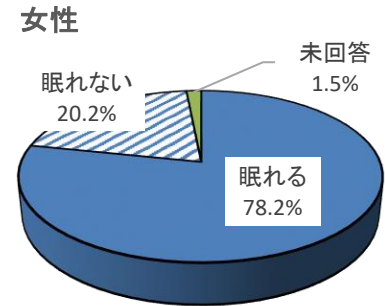
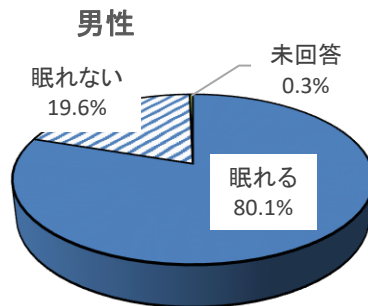
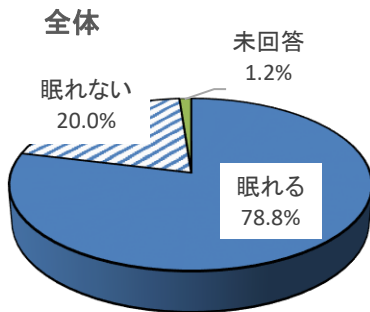
(2) 自分が健康だと感じていますか

男性の方が、健康だと感じている人が少なくなっています。



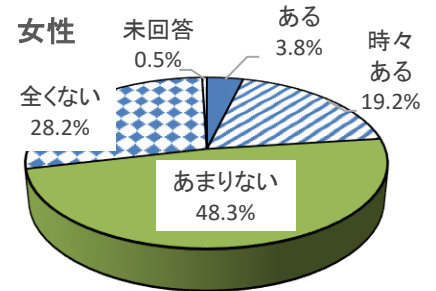
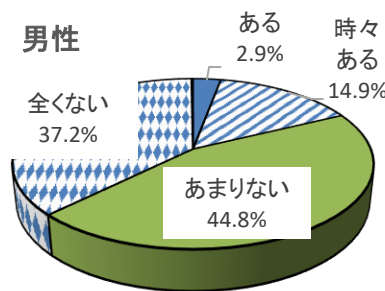
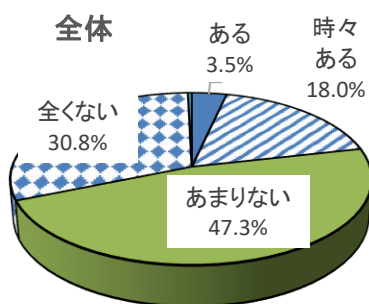
(3) 普段、よく眠れますか

男性、女性とも8割の人は眠れていますが、2割の人は眠れないと回答しています。



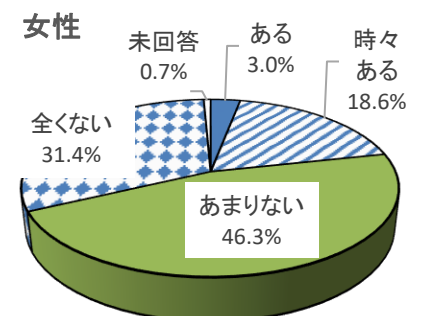
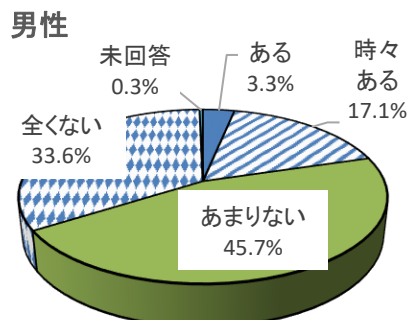
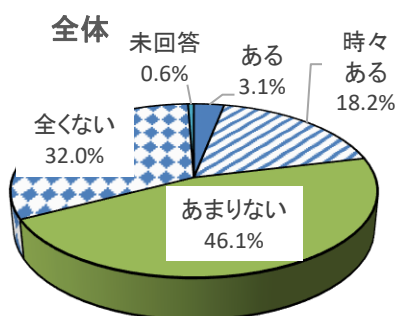
(4) 悩みが原因で、食欲がないことがありますか

男女ともに同じような傾向であり、「ある」、「時々ある」と回答した人が2割程度います。



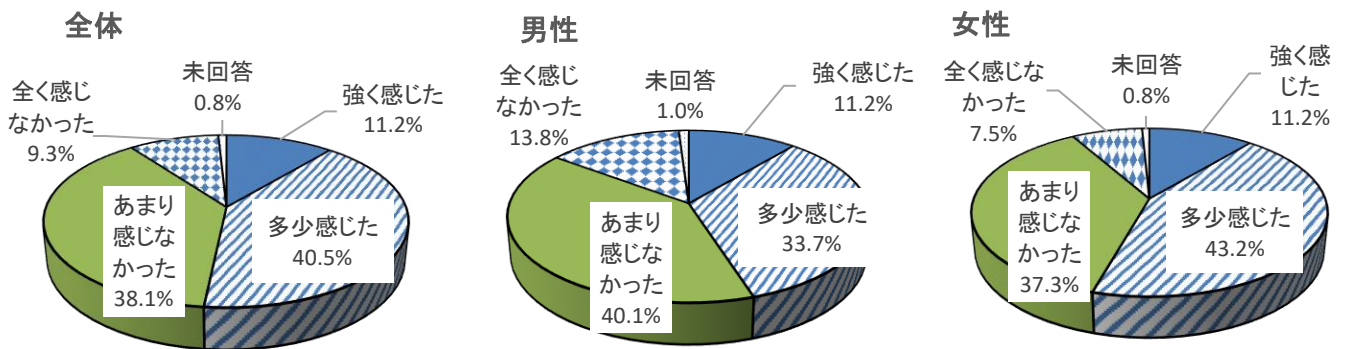
(5) 孤独でさびしいと感じることがありますか

男女差はなく、「ある」、「時々ある」と回答した人は2割程度います。



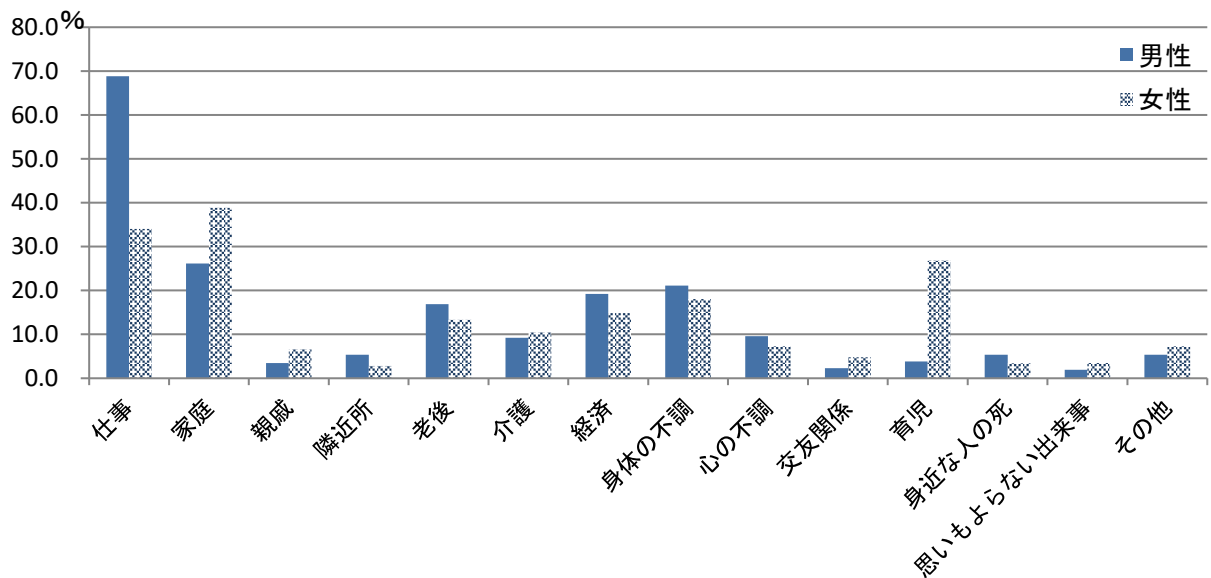
(6) ここ1か月以内で、悩みやストレスを感じましたか

男性よりも女性の方が、悩みやストレスを感じる人が多くなっています。



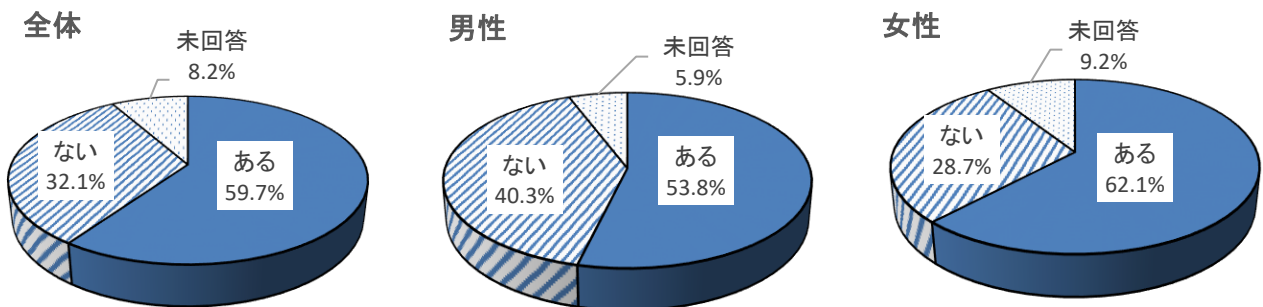
(6) - 2 悩みやストレスの内容はなんですか？

男性では仕事、女性では、家庭、仕事、育児が多くなっています。



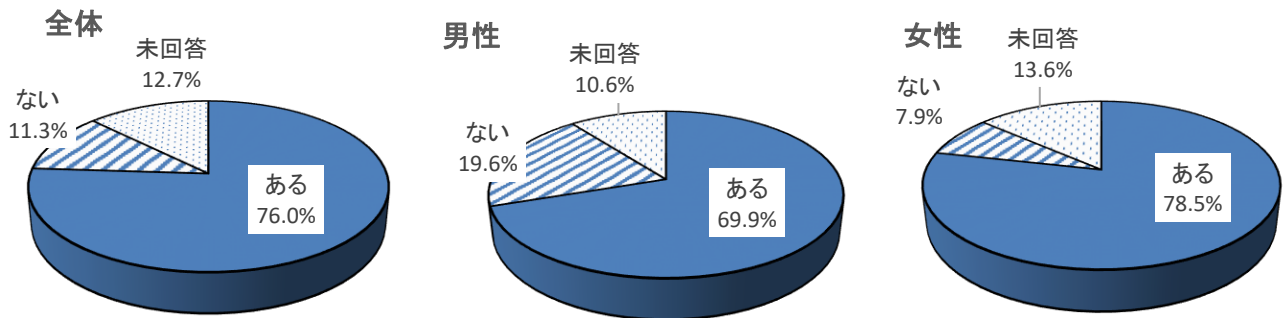
(7) ストレスの解消法はありますか

女性よりも男性の方が「ない」と回答した人が多く4割います。



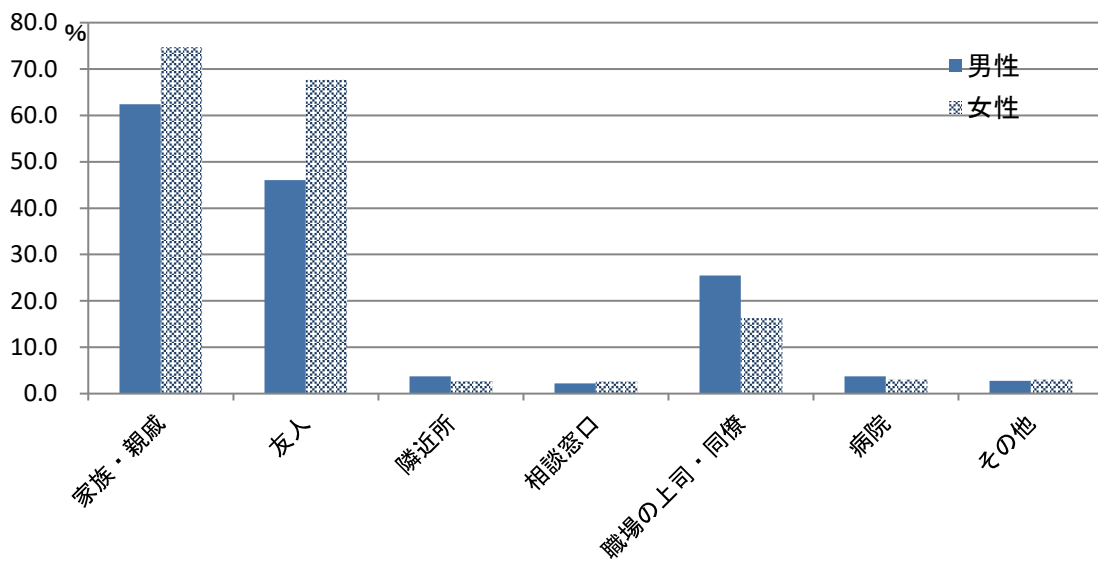
(8) 相談できる人や場所がありますか

男性は、2割が「ない」と回答しており、一人で悩みを抱える傾向が窺えます。



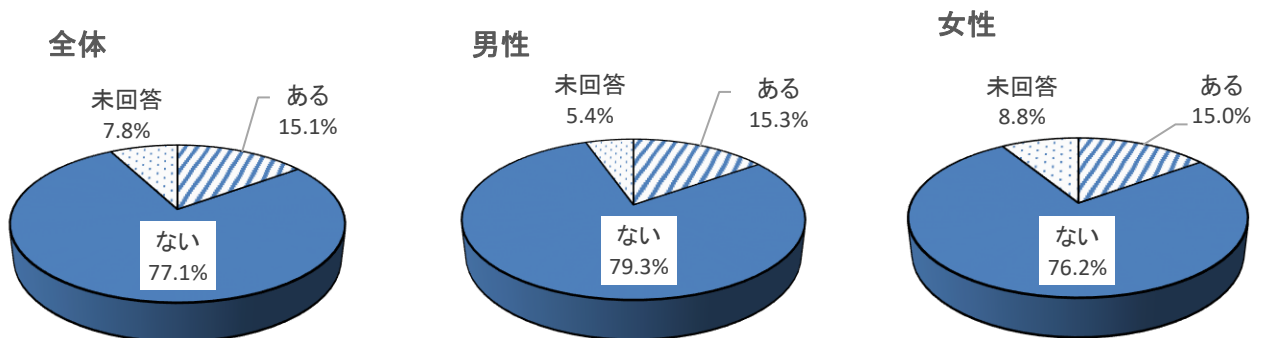
(8) - 2 誰に相談しますか

相談相手は男女とも、家族・親戚、友人が最も多く、次に職場の上司や同僚となっています。



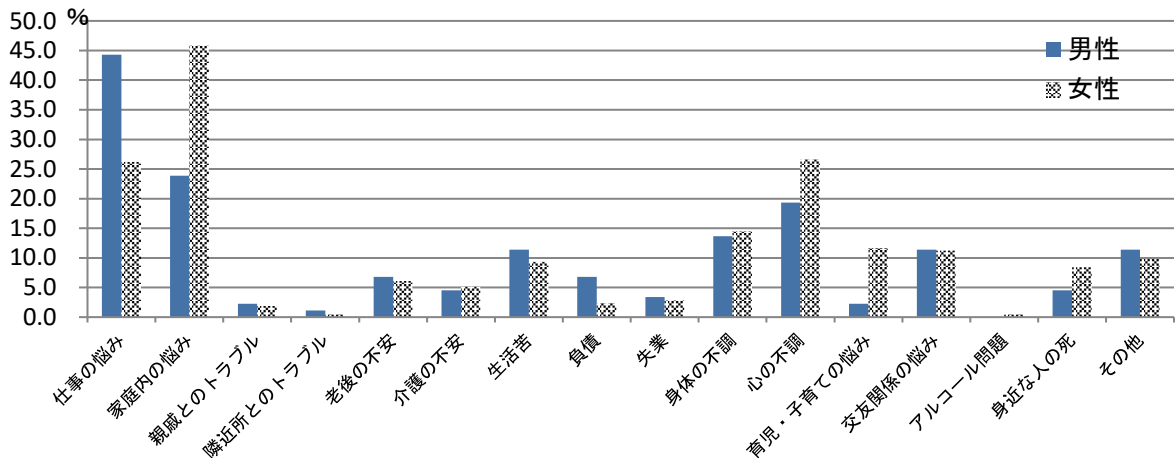
(9) 今まで、死にたいと思いつめるほど悩んだことがありますか

男女とも15%の人は、ひどく悩んだことがあると回答しています。



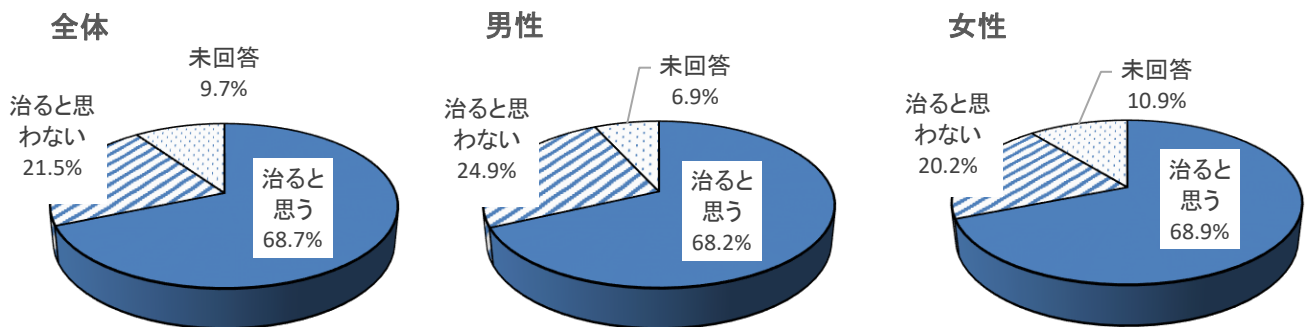
(9) - 2 どのようなことが原因でしたか

男性では仕事の悩みが最も多く、女性では家庭内の悩みが最も多くなっています。



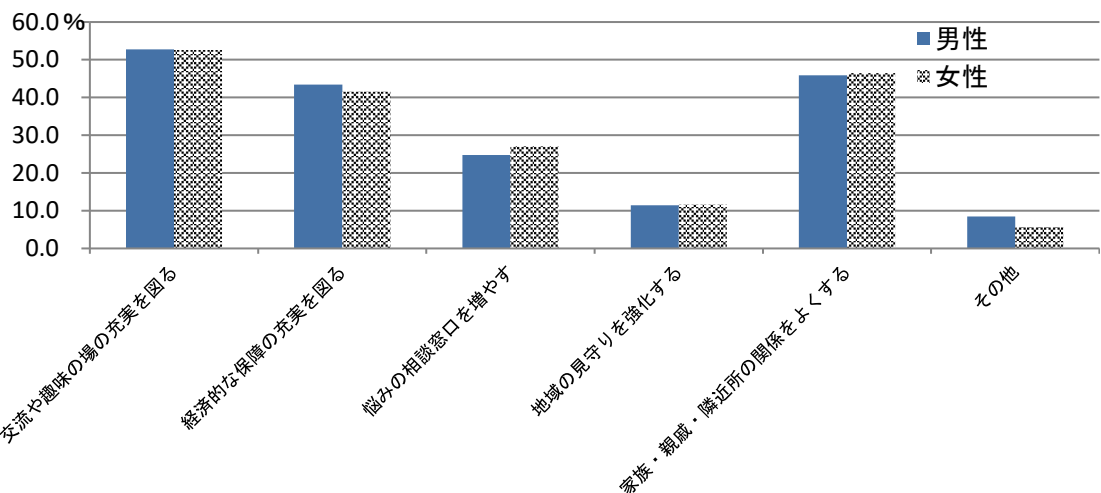
(10) うつ病は治療すれば治ると思いますか

男女差はあまりなく、7割程度の方は「治ると思う」と回答しています。



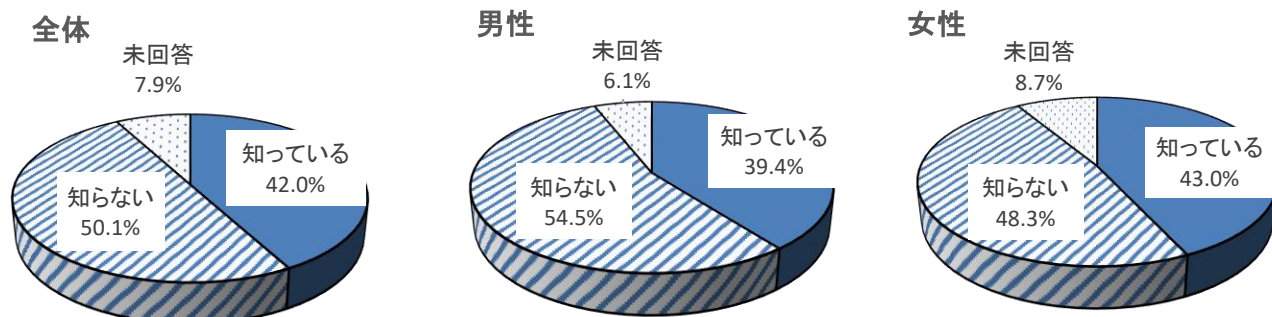
(11) 心の病気を予防するために、どのような社会であればよいと思いますか

「交流や趣味の場の充実を図る」「経済的な保障の充実を図る」「家族・親戚・隣近所との関係をよくする」と回答している人が多くなっています。



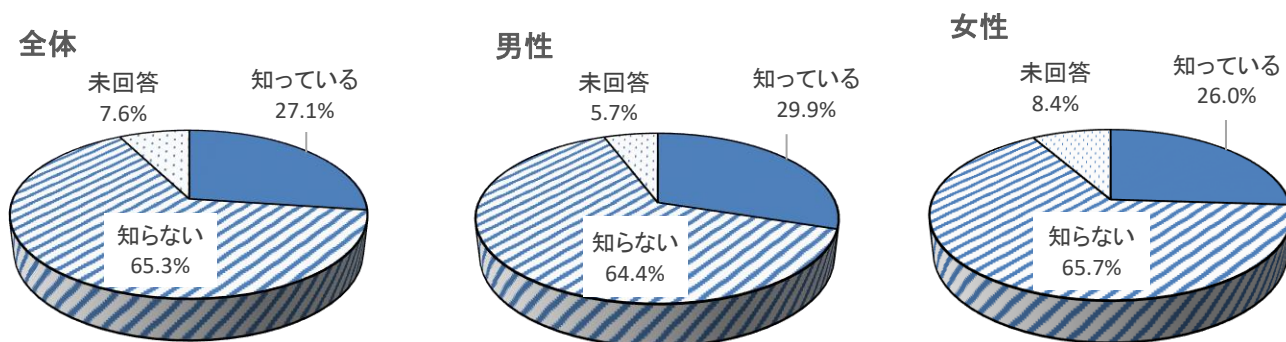
(12) 市の自殺対策の取組を知っていますか

「知っている」と回答した人は、男女とも半数以下となっています。



(13) 「ゲートキーパー」という言葉を知っていますか

「知っている」と回答した人は、3割弱となっています。



2 奥州市健康づくり推進協議会設置要綱（平成18年奥州市告示第50号）

（設置）

第1条 市民の健康づくりを推進するため、奥州市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）健康づくりに関する奥州市健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）及び奥州市自殺対策計画（以下「自殺対策計画」という。）の推進を図るための関係機関及び団体相互の連絡調整に関すること。
- （2）健康増進計画及び自殺対策計画の実施の推進に関すること。
- （3）前2号に定めるもののほか、健康づくりに関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）関係行政機関の職員
 - （2）保健医療関係団体の代表者
 - （3）地区保健衛生組織の代表者
 - （4）学校、事業所等の代表者
 - （5）有識者
 - （6）市職員
 - （7）各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するため、市長が必要と認める機関又は団体
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第6条 協議会に所掌事項の円滑な推進を図るため専門部会を置く。

- 2 専門部会は、部会員10人以内をもって組織し、部会員は、各専門関係者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - （1）歯科保健専門部会

(2) 心の健康づくり専門部会

(3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するため、市長が必要と認める専門部会

3 各専門部会に部会長及び副部会長を1人置き、部会員の互選とする。

4 部会長は、会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 奥州市自殺対策推進のための関係課長等連絡会議、実務者連絡会

部 等	所属課等	部 等	所属課等
総務企画部	総務課	健康福祉部	福祉課
財務部	納税課滞納対策室		子ども・家庭課
協働まちづくり部	地域づくり推進課		長寿社会課
市民環境部	市民課総合相談室		奥州市地域包括支援センター
	危機管理課		地域包括ケア推進室
商工観光部	企業振興課		健康増進課
農林部	農政課	江刺総合支所	健康福祉課
都市整備部	建築住宅課	前沢総合支所	健康福祉課
水道部	経営課	胆沢総合支所	健康福祉課
教育委員会	学校教育課	衣川総合支所	健康福祉課

4 関連する他計画

平成	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年
西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
	第2次奥州市総合計画										第3次	
	第2次	第3次健康増進計画					第4次				第5次	
	奥州市自殺対策計画								第2次			
	第1次	第2次奥州市母子保健計画				第3次				第4次		
	第2次			第3次奥州市食育推進計画					第4次			
	第1次	第2次奥州市国民健康保険事業保健実施計画 (データヘルス計画)					第3次					
	第1次	第2次奥州市特定健康診査等実施計画				第3次						
	第6期	奥州市高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画		第8期			第9期			第10期		
	奥州市子ども・子育て 支援計画			第2次					第3次			
	第2期奥州市地域福祉計画				第3期					第4期		
	第1期	第2期奥州市障がい者計画								第3期		